

飛驒市の公共施設使用料 一覧表

(飛驒市使用料徴収条例 令和元年10月1日改正)

1 飛驒市学校開放施設の使用料

行政財産の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:00 — 12:00	13:00— 17:00	8:00 — 17:00	18:00— 22:00	
古川小学校 古川西小学 校 古川中学校	屋内運動場 柔剣道場 卓球場	—	円 730	円 730	円 1,460	円 730	1 山之村小中学校以外の 屋内運動場について は、片面使用の額とす る。 2 屋内運動場照明施設 使用料 1時間あたり 410円
	グラウンド	410	730	730	1,460	730	
河合小学校	屋内運動場 グラウンド	— 410	730 730	730 730	1,460 1,460	730 730	
宮川小学校	屋内運動場 グラウンド	— 410	730 730	730 730	1,460 1,460	730 730	
神岡小学校 神岡中学校	屋内運動場 グラウンド	— 410	730 730	730 730	1,460 1,460	730 730	3 グラウンド夜間照明 施設使用料 1時間あ たり 830円 4 古川中学校柔剣道 場・卓球場照明
山之村小中学 校	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	施設使用料は、使用料に 含む。
吉城高等学校 運動場夜間照 明施設	夜間照明	1時間 1,780円					
飛驒神岡高等 学校運動場夜 間照明施設	夜 間 照 明	全灯	1時間 3,560円				
		野球場	1時間 1,780円				
		サッカー 場	1時間 1,780円				

1 公の施設の使用料

(1) 公民館施設

ア 公民館

公の施設の名 称	区分		使用料					備考
			早朝	午前	午後	1日	夜間	
			6:00 — 8:00	8:30— 12:00	13:00— 17:00	8:30— 17:00	18:00— 22:00	
古川町公民館	大会 議室	(全面)	円 —	円 3,630	円 4,070	円 7,700	円 4,070	
		片面A		1,760	2,090	3,850	2,090	
		片面B		1,760	2,090	3,850	2,090	
	視聴覚室			550	660	1,210	660	
	研修室2号			660	770	1,430	770	
	研修 室3 号	(全面)		660	770	1,430	770	
		片面A		330	330	660	330	
		片面B		330	330	660	330	
	実習室			550	550	1,100	550	
	研修室(和室) 1号			550	660	1,210	660	
	研修室(和室) 2号			550	660	1,210	660	
	研修室(和室) 3号			550	660	1,210	660	
	河合町公民館	児童室		円 —	330	440	770	
第1研修室			440	440	880	440		
第2研修室			440	550	990	550		
第3研修室			660	660	1,320	660		
高齢者研修室			330	330	660	330		
婦人研修室			330	330	660	330		
視聴覚室			440	440	880	440		
図書室			330	330	660	330		

	相談室		440	550	990	550	
	調理実習室		440	550	990	550	
	大会議室		1,760	1,980	3,740	1,980	
	ステージ		330	330	660	330	
宮川町公民館	会議室 1	—	440	550	990	550	
	会議室 2		440	550	990	550	
	会議室 3		440	550	990	550	
神岡町公民館	ホール	—	3,300	3,850	7,150	3,850	1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	舞台のみ		1,100	1,320	2,420	1,320	
	料理教室		550	660	1,210	660	
	和室 1		220	330	550	330	
	和室 2		220	330	550	330	
	和室 3		220	330	550	330	
	作業室		330	440	770	440	
	控室		330	440	770	440	
	会議室 1		440	550	990	550	
	会議室 2		440	550	990	550	
	会議室 3		440	550	990	550	
	小会議室		220	220	440	220	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

イ 公民館分館

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:30	13:00	8:30	18:00	
		—	—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00	
古川町千代 の松原公民 館	大会議室	—	1,320	1,430	2,750	1,430	
	中会議室		770	880	1,650	880	
	小会議室		330	330	660	330	
	中和室		440	440	880	440	

	小和室		110	110	220	110	
	教養室 1		220	220	440	220	
	教養室 2		220	220	440	220	
	第 1 会議室	(全面)	770	880	1,650	880	
		半面 A	330	440	770	440	
		半面 B	330	440	770	440	
	第 2 会議室		220	330	550	330	
釜崎生涯学習館	子育て支援室	—	770	880	1,650	880	1 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。
	調理室		660	770	1,430	770	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

(2) コミュニティー施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
高齢者活動・生活支援促進機械施設	第 1 研修室	円 —	円 770	円 880	円 1,650	円 880	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	第 2 研修室		660	770	1,430	770	
大無雁コミュニティーセンター	集会室	—	1,250	1,460	2,710	1,460	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生
	調理室		410	520	930	520	
	研修室 1		520	620	1,140	620	
	研修室 2		620	730	1,350	730	
	和室		200	200	400	200	

	図書談話室		310	310	620	310	<p>じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。</p> <p>2 調理器具を使用する場合は、520円を加算する。</p>
西忍コミュニティーセンター	大会議室	—	1,360	1,570	2,930	1,570	
	調理室		310	310	620	310	
	和室 1		410	520	930	520	
	和室 2		410	520	930	520	
坂下生活改善センター	生活技術改善研究室	—	1,570	1,780	3,350	1,780	
	研修室 1		620	730	1,350	730	
	研修室 2		520	620	1,140	620	
宮川町高齢者コミュニティーセンター	大会議室	—	1,570	1,780	3,350	1,780	
	調理室		410	520	930	520	
	研修室 1		520	620	1,140	620	
	研修室 2		620	730	1,350	730	
	会議室		410	410	820	410	
山之村地区多目的集会施設	小会議室(1階)	—	330	330	660	330	<p>1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。</p>
	多目的室		440	440	880	440	
	大会議室(2階)		990	1,100	2,090	1,100	
東町コミュニティーセンター	小会議室	—	2,610	2,610	5,220	2,610	<p>1 暖房を使用する場合は、暖房器具1台につき520円を使用料に加算する。</p>
	会議室 1		2,610	2,610	5,220	2,610	
	会議室 2		2,610	2,610	5,220	2,610	
	中会議室		5,230	5,230	10,460	5,230	
	集会室		10,470	10,470	20,940	10,470	
	調理室		1,040	1,040	2,080	1,040	
夢館	各室	—	— 一区分毎に 1,040円				<p>1 使用時間区分 午前 8 : 30—12:00 午後 12:00—18:00 夜間 18:00—21:30</p> <p>2 暖房料金は、一区分毎に1,040円とする。</p>

上村地区コミュニティ施設	アリーナ	—	1,650	1,870	3,520	1,870	
	和室		110	110	220	110	
	調理室		110	220	330	220	
神和荘	一階 和室	—	230	230	460	230	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	一階 台所		230	230	460	230	
	二階 和室		450	450	900	450	
神岡町ふれあいセンター	大会議室	—	1,430	1,540	2,970	1,540	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	大会議室(片面使用)	—	550	660	1,210	660	
	大会議室(ステージのみ)	—	220	330	550	330	
	中会議室	—	330	440	770	440	
	小会議室	—	220	330	550	330	
	和室1	—	110	220	330	220	
	和室2	—	220	220	450	220	
	身障りハビリ室	1人1回につき100円					

(3) スポーツ施設

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:00	13:00	8:00	18:00	
		—	—	—	—	—	
古川トレーニングセンター	体育室	—	730	730	1,460	730	1 体育室については、片面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり410円
	ステージ		310	310	620	310	
	多目的トレーニング室		730	730	1,460	730	

								多目的トレーニング室 使用料を含む。
古川 町森 林公 園	研修棟	集会室	—	770	1,100	1,870	1,100	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
		研修室第1		550	770	1,320	770	
		研修室第2（和室）		550	770	1,320	770	
	管理棟	調理室		550	550	1,100	550	1 調理室使用料には、器具、食器類の使用料を含む。 2 大和室は、宿泊研修がある場合は使用不可とする。 3 浴室は、宿泊者以外の者が使用する場合は、15名以上とする。 4 ガス代は、実費を徴収する。 5 宿泊者の布団代は、別途1,120円を徴収する。
		大和室		770	1,100	1,870	1,100	
		小和室第1		330	550	880	770	
		小和室第2		330	550	880	550	
		体育室		660	990	1,650	990	
		浴室		1人 220円				
		宿泊		1人 1泊(大人) 1,100円 1人 1泊(小・中学生) 550円				
テニスコート (1面につき)	—	1時間あたり 410円				1 夜間照明料 1時間あたり 410円		
林間広場	—	1,100	1,650	2,200	3,850	2,200	1 特別の設備を設けて電力を使用するときは、その電力料を使用料に加算する。	
キャンプ場	施設使用	1人 1泊 220円(小学生以上)					1 1日は24時間以内とする。	
野球場	—	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1 夜間照明料 野球場 1時間あたり 1,780円	
陸上競技場	—	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200		

								陸上競技場 1時間あたり 1,780円
サン・スポーツランドふるかわ	グラウンド	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1	夜間照明料 1時間あたり1,780円
	ミーティングルーム	410	730	730	1,460	730		
	グラウンドゴルフ場	1,100	1,650	2,200	3,850	—		
増島児童公園グラウンド	—	360	730	730	1,460	730	1	夜間照明料 1時間あたり 820円
杉崎公園グラウンド	—	3,300	4,400	6,600	11,000	4,400	1	夜間照明料 1時間あたり 1,360円
杉崎ゲートボール場	ゲートボール場	260	520	520	1,040	—		
黒内屋内運動場	—		2,200	2,200	4,400	—	1	使用時間区分 午前6:00—12:00 午後12:00—18:00 午前及び午後6:00—18:00
元田体育館	—	—	730	730	1,460	730	1	照明料 1時間あたり 410円
角川体育館	—	—	730	730	1,460	730		
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	310	310	620	310	1	照明料 使用料に含む。 2 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	休憩室		310	310	620	310		
稲越運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1	夜間照明料 グラウンド 1時間あたり 1,360円 テニスコート 1時間あたり 410円
	テニスコート(1面あたり)	360	730	730	1,460	730		

羽根運動広場	グラウンド	360	730	730	1,460	730	
元田運動広場	グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1 夜間照明料 1時間あたり 1,360円
角川グラウンド	—	360	730	730	1,460	730	1 夜間照明料 1時間あたり 830円
角川ゲートボール場	ゲートボール場	260	520	520	1,040	—	
角川屋内運動場	土間体育館	—	520	520	1,040	520	1 照明料 1時間あたり 410円 2 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	580	1,150	1,150	2,300	1,150	1 片面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 1,360円
	テニスコート(1面あたり)	580	730	730	1,460	—	
宮川山村広場施設	グラウンド	360	730	730	1,460	730	1 片面使用の場合、半額とする。 ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り

							上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 830円
宮川アリーナ	土間体育館	—	730	730	1,460	730	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり 410円 3 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
坂下体育館	—	—	730	730	1,460	730	1 照明料 1時間あたり 410円
坂下グラウンド	—	260	520	520	1,040	—	
大無雁広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	1 夜間照明料 1時間あたり 830円
西忍広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	
種蔵広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	
杉原広場	グラウンド	260	520	520	1,040	520	
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	730	730	1,460	730	1 アリーナについては、片面使用の額とする。
	トレーニング室		310	310	620	310	2 照明料 アリーナ 1時間あたり 410円 トレーニング室 使用料に含む。
桜ヶ丘体育館	体育室	—	730	730	1,460	730	1 体育室については、片面使用の額とする。
	卓球場		520	520	1,040	520	
	柔道場		520	520	1,040	520	2 照明料

	剣道場		520	520	1,040	520	体育室 1時間あたり 410円 卓球場・柔道場・ 剣道場・会議室・トレ ニング室照 明施設使用料は、使用 料に含む。 3 公開使用 高校生以下・身障者・ 70歳以上は、50円とす る。	
	会議室		310	310	620	310		
	トレーニング室		310	310	620	310		
	シャワー		1回につき100円					
	公開使用(体育 室・卓球場・柔道 場・剣道場・トレ ニング室)		100	100	200	100		
釜崎社会体育館	体育室	—	730	730	1,460	730	1 照明料 1時間あた り 410円	
釜崎屋内ゲートボ ール場	土間体育館	—	730	730	1,460	730	1 照明料 1時間あた り 410円	
坂巻公園野球場	グラウンド	1,150	2,200	2,200	4,400	2,200	1 夜間照明料 1時間 あたり 1,780円	
山田体育館	屋内運動場	—	730	730	1,460	730	1 照明料 1時間あた り 410円	
山田グラウンド	—	410	730	730	1,460	730	1 夜間照明料 1時間 あたり 830円	
神岡東グラウンド	—	410	730	730	1,460	—		
市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上 100円				—	
	宮川プール	—	中学生以下 50円				—	
	旭ヶ丘プール	—	幼児 無料				—	

備考

- 1 施設を併用する場合は、併用団体数で除した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは四捨五入して得た額とする。

(4) 文化施設

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:30	13:00	8:30	18:00	
		—	—	—	—	—	
		8:00	12:00	17:00	17:00	22:00	
古川郷土民芸 会館	—	円	円	円	円	円	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	電気炉	—	1,250	1,460	2,720	1,460	
		素焼き	1回あたり	730円			
		本焼き	1回あたり	1,460円			
飛驒の山樵館	展示室1	—	1,880	2,090	3,980	—	
飛驒市美術館	研修室		1,780	1,990	3,770	1,990	
	展示室2		5,340	6,070	11,410	—	

(5) 古川町保健センター

公の施設の名 称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
			8:30	13:00	8:30	18:00	
			—	—	—	—	
		12:00	17:00	17:00	22:00		
古川町保健セ ンター	集団指導室	—	円	円	円	円	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	保健相談室		440	440	880	440	
	栄養指導室		550	660	1,210	660	
			660	770	1,430	770	2 栄養指導室使用料には、食器類及

(7) 高度情報センター

公の施設の 名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		—	9:00 — 12:00	13:00 — 17:00	9:00 — 17:00	18:00 — 22:00	
高度情報セ ンター	情報発信室	—	円 1,250	円 1,670	円 2,930	円 1,670	1 冷暖房を使用する 場合は、使用料金に 使用料の30%を加算 する。ただし、その 額に10円未満の端数 が生じたときは、そ の端数を四捨五入し て得た額とする。
	メディア編 集室	—	410	520	940	520	
	情報交流広 場	—	2,090	2,820	4,920	2,820	

(8) 生涯学習施設

公の施設の 名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 — 8:00	8:30 — 12:00	13:00 — 17:00	8:30 — 17:00	18:00 — 22:00	
神岡東生涯学 習館	多目的スペース	—	770	880	1,650	880	1 午前、午後、夜間の区分 を通して使用した場合、使 用区分を合わせた使用料 とする。
	陶芸室	—	660	770	1,430	770	
	電気炉	—	素焼き(1回あたり 720円)				
		—	本焼き(1回あたり 1,440円)				
	生涯学習備品倉 庫	10㎡につき日額5円					

2 公の施設の入館料

公の施設の名称	区分	入館料		備考	
飛驒みやがわ考古民俗館	個人	大人	310円	1 小人は、小・中学生とする。 2 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。	
		小人	150円		
	団体(20人以上)	大人	250円		
		小人	120円		
高原郷土館	個人	大人	470円		
		小人	260円		
	団体(20人以上)	大人	410円		
		小人	200円		
史跡江馬氏館跡公園会所・庭園	個人	大人	200円		
		小人	100円		
	団体(20人以上)	大人	160円		
		小人	80円		
飛驒市美術館	常設展	個人	大人	200円	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
			高校生以下	無料	
		団体(20人以上)	大人	160円	
			高校生以下	無料	
	企画展	1,000円の範囲内でその都度市長が定める額			

3 公の施設附属設備使用料

(1) 古川町森林公園

公の施設の名称	区分	単位	使用料	備考
古川町森林公園	テント持込み料	1張	550円	
	自動車乗入れ料	1台	550円	
	キャンピングカー乗入れ料	1台	1,100円	
	バイク乗入れ料	1台	270円	

(2) 神岡町公民館

公の施設の名称	分類	種類又は品目	単位	使用料の額		
				ホール	控室	大会議室
神岡町公民館	舞台施設	金びょうぶ	1 双	1,100円		
	楽器	グランドピアノ	1 台	3,300円		
		たて型ピアノ	1 台		550円	550円
	照明施設	音響施設	1 式	5,500円		
		照明施設	1 式	5,500円		
		スクリーン	1 式	550円		